

災害時の廃棄物（災害ごみ） の処理について、日頃から考えておきましょう

問 市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135

大 規模な災害が発生した場合、仮置場を開
設するには受け入れ態勢を整える必要
があります。開設情報は阿蘇市ホームペー
ジや防災行政無線、広報あそ、回覧文書等でお知
らせします。
それまでに次の注意事項を確認し、開設情
報をお待ちください。

**① 便乗して不要なごみを出さないで
ください**

仮置場に受入れできるのは家庭から出た災
害ごみだけです。（災害ごみ以外は持ち帰って
いただきます）

**② 開設までは自宅で分別して保管
してください**

ごみ集積所や道路、空地等に無秩序に出さ
ないでください。皆さんのご協力が欠かせま
せん。

③ 必ず分別をしてください

分別をしていないと仮置場の運営に支障を
きたし、場内整理のために一時閉鎖する場合
があります。

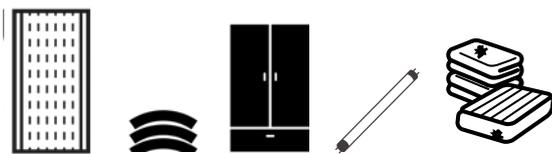
**④ 急いで捨てる必要がない生活ご
みは自宅で保管してください**

普段の生活ごみは通常通り収集予定です
が、急いで捨てる必要がないごみは自宅で保
管してください。収集時間が予定より遅れる
こともあります。

平成28年熊本地震等の大規模災害の教訓を
活かすため、市民の皆さんのご理解とご協力
をお願いします。非常時ごみ出しルールを
守りましょう。

日頃からいらぬ物を処分しておくこと
で、災害ごみを減らすことに繋がります。

仮置場で受け入れができる 主な災害ごみ



- 木材（柱等）
- コンクリートがら
- 瓦（化粧瓦と焼瓦は別々に）
- サイディング
- スレート等
- ガラス・陶器類
- 家具類 ○蛍光灯類
- 小型家電類 ○畳
- 布団類
- 金属類
- 可燃物・プラスチック（粗大ごみのみ）
- 流木等の大型生木 等々

仮置場で受け入れができない 主な災害ごみ



- 農業用資材（ハウスのビニール、マルチ、育苗
箱、肥料、農薬等）やワラ等
 - バッテリー類・消火器・廃油・塗装接着剤・ガ
スボンベ・火薬等の適正処理困難物
 - 廃タイヤ 等々
- ※これらの受け入れができない災害ごみは、日
頃から「販売店・メーカーや専門業者等」にご
相談のうえ、適正な処理を行ってください。
※事業所から排出される事業系廃棄物（災害ご
み）は、仮置場に受け入れ出来ませんので「事
業者の責任」において適切に処理を行ってくだ
さい。